

令和 7 年度船岡山を活かした魅力スポットの創出事業
「銭湯で HOT、ひと息。北区の魅力再発見ツアー（仮称）」実施に係る
企画・運營業務仕様書

1 委託業務名

「銭湯で HOT、ひと息。北区の魅力再発見ツアー（仮称）」実施に係る企画・運營業務

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 委託業務の目的

北区では、観光の分散化を主な目的に、令和元年度から「船岡山を活かした魅力スポットの創出事業」を展開し、京都キタ短編文学賞の実施、マルシェの開催など、「船岡山とその周辺エリアを中心とした北区」の魅力発信に取り組んできた。

本業務は、同事業の一環として、船岡山周辺エリアに集積する「銭湯」及びその周辺地域の魅力を体感できるツアーを企画・実施することで、同エリアの魅力を再発見するものである。

4 委託業務内容

(1) 銭湯ツアーの企画及び事業名の提案

北区の魅力を再発見することを目的に、銭湯文化や伝統文化などを学べるツアーを企画・実施する。

ア 銭湯ツアーの企画

受託者は、集客力のあるツアーとなるよう、以下の点に留意し、会場の選定、確保を含め、実施内容を企画すること。

- ・ ツアーの実施時期は、令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月までの期間とする。
- ・ ツアーの実施回数は、2 日（各日 1 回）以上とし、「大人向け」及び「親子向け」のツアーを各 1 日以上組み込むこと。
- ・ 参加者にとって新たな学び、気付きがあり、北区の魅力の再発見や訪問につながるような要素を盛り込むこと。
- ・ 参加者同士の交流や商店街などの地域資源の活性化を促す要素を盛り込むこと。

なお、会場の確保や使用料、講師謝礼の支払いは、本業務の委託内容に含む。

イ 事業名の提案

集客力のあるツアーに適した事業名（案）を 3 つ以上提案すること。

(2) 周知・広報

- ・ 受託者のネットワーク及び SNS 等を活用して、ツアーの内容及び参加者募集の周知を目的とした効果的な広報を行うこと。

(3) 運営

ツアー当日の進行を担い、円滑な運営を行うこと。

(4) 効果検証

- ・ 本事業の参加者に対して、本事業に関わる前後で、北区及び銭湯に対する印象がどのように変容したかを把握するためのアンケート調査を行うこと。
- ・ アンケート及びヒアリング項目は本市と協議の上で内容を定め、実施すること。

(5) 独自提案

本業務の目的に合致する独自企画を提案し、本市との協議を経て実施することを妨げない。

(6) 協議・報告

- ・ 本業務における各企画の検討に当たっては、事前に本市と会合の場を設け、その内容について報告・協議・情報交換等を行うこと（オンライン・オフラインの別は問わない）。
- ・ 上記の会合のみならず、事業の実施状況等に応じて、適宜打合せの機会を設け、円滑な事業遂行に向けて密な情報連携に努めること。

5 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 業務完了報告書 | 3 部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (3) 上記(1)、(2)に係る電子データ | 一式 |

6 再委託の禁止

受託者は、業務履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではないが、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

7 個人情報等の保護

- (1) 受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

なお、本件業務の実施に当たっては、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

- (2) 本業務の履行において知り得た個人情報を、第三者に漏えいしてはならない。

8 損害賠償

受託者の故意または過失により、本市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を賠償しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 本仕様書及び個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書に定めのない事項は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (4) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (5) 受託者は、本仕様書に記載されている事項のほか、本市の条例や規則等を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行に当たって何等かのトラブルが生じた場合には、誠意を持って対応すること。